

令和元年7月29日

大網白里市議会議長 岡田 憲二 様

文教福祉常任委員会委員長 秋葉 好美

令和元年度 文教福祉常任委員会 視察研修報告書

- 1 期 日 令和元年7月8日（月）～10日（水）
- 2 視 察 先 熊本県玉名市、鹿児島県霧島市・鹿児島市
- 3 調 査 事 項 熊本県玉名市
子育て支援について
災害時の議会対応について
鹿児島県霧島市
子育て支援ガイドブックぐんぐんの木について
保育人材バンクについて
鹿児島県鹿児島市
すこやか子育て交流館（りぼん館）について
- 4 参 加 議 員
文教福祉常任委員会 秋葉好美、森建二、田辺正弘、蛭田公二郎、宮間文夫
- 5 視察報告書 別紙のとおり
- 6 経 費 別紙のとおり

別紙 5 報告書

- 1 視察先 熊本県玉名市岩崎 163 番地
- 2 視察日時 令和元年7月8日(月)、13:30~16:30
- 3 説明者 玉名市子育て支援課
課長 松下匡様 子育て支援係長 山田康徳様
玉名市議会事務局
事務局長 松本留美子様 次長補佐 松野和弘様 書記 入江光明様
いだてん大河ドラマ館
館長 桑原英彰様
- 4 調査事項 ① 子育て支援について
(子育て支援センター、病児病後児保育、児童館)
② 災害時の議会对応について
(執行部と議会の関わり、議会 BCP)

5 視察先概要

○玉名市(概要)

- ・人口 66,244人(本年6月末日現在)
- ・面積 152.6km²
- ・一般会計予算 3,420,800円
- ・市議会定数 22人
- ・議員報酬 359,000円/月
- ・政務活動費 180,000円/年

平成29年11月13日、議会基本条例を制定。



市役所全景

○いだてん大河ドラマ館(桑原館長様)

視察前に、玉名市様のご厚意で、「いだてん大河ドラマ館」にご案内頂いた。

現在、NHK 大河ドラマで放映されている「いだてん」前半の主人公である金栗四三氏が玉名市の出身であり、初めて近代オリンピックに出場した日本人としての金栗氏の展示、そしてドラマの案内がされており、興味深く見学させて頂いた。



大河ドラマ館視察風景

○玉名市について（議会事務局・松本局長様）

- ・玉名市は、熊本県の北西部、海と山に囲まれた土地。
- ・歴史や文化財に恵まれている。
- ・1304年から建造が始まった西安時の五輪の塔、「武人の湯」として名高い玉名温泉、玉名の湯、夏目漱石の「草枕」ゆかりの地・天水（小天温泉）など。
- ・また、米、みかん、ミニトマトの生産も、大変誇れるものである。
- ・NHK大河ドラマ「いだてん」、金栗四三が主人公である一部は終了、今後は2部へ。隣接の「大河ドラマ館」も、それに合わせて7月20日にはリニューアルを予定している。

① 子育て支援について

総論：子育て支援課・松下課長様より

- ・市の一般会計予算は、約342億円。そのうち民生費は127億円を占める。児童分は127億円。
- ・子育て支援課は、職員19名。16の小学校、18の児童クラブ。
- ・玉名市子ども・子育て支援事業計画において、今後も引き続き現体制を維持していく。
→「市民の笑顔が人を呼び込むまちづくり」
- ・利用者は、年々増加中。

各論：子育て支援課・山田係長様より

○子育て支援センターについて

- ・玉名市では6か所の子育て支援センターを設置し、乳幼児親子の支援に当たっている。
- ・玉名市子ども・子育て支援事業計画において、今後も引き続き現体制を維持していく。
- ・利用者は年々増加傾向にある。



千葉県大網白里市議会
文教福祉常任委員会 様

玉名市における 子育て支援について

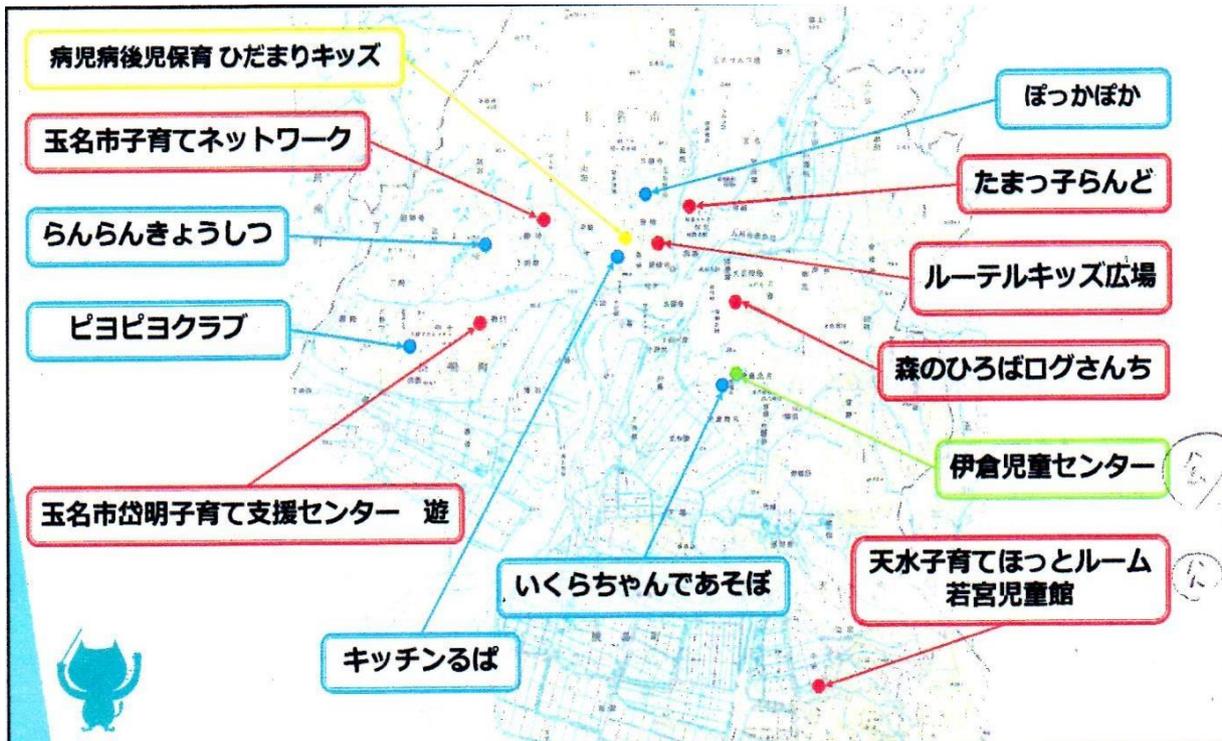
令和元年7月8日（月）
熊本県玉名市 健康福祉部 子育て支援課



地域子育て支援拠点事業の実施状況

名称	実施法人	実施方法	備考
玉名市子育てネットワーク	社会福祉法人 敬愛福祉会	一般型(5日型) 非常勤職員のみ配置	
森のひろばログさんち	社会福祉法人 せるふねっと21	一般型(5日型) 非常勤職員のみ配置	
たまっ子らんど	社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会	一般型(5日型) 常勤職員を配置	
ルーテルキッズ広場	NPO法人 玉名ルーテルめぐみ会	一般型(5日型) 常勤職員を配置	平成30年4月から5日型に 拡大
玉名市岱明 子育て支援センター 遊	社会福祉法人 敬愛福祉会	一般型(5日型) 常勤職員を配置	平成31年4月から民営化
天水子育てはっとルーム	社会福祉法人 天水福祉事業会	連携型(5～7日型)	若宮児童館と連携

- ・6か所の子育て支援拠点。各々事業はすべて委託事業としている。



- ・赤枠：子育て支援センター事業実施（6か所）。
- ・子育て支援センターの利用人数は、平成30年度の6施設合計で45,250人。平成27年度の31,294名から一貫して増えている。また、相談件数は平成30年度、6施設合計で729名。
- ・子育て支援センターの周知は、広報誌、市ホームページ、施設おたより（ファンファン、ログさんちだより等）。



・利用者支援事業「こそだてのわ」

目的・玉名市内の子育て支援関連団体の連携

内容・「こそだてのわ」会議を年6回程度開催

地域連携・平成29年度からは、近隣の1市3町（玉東町・和水町・南関町）からも参加。

参加団体・合計25団体

『こそだてのわ』について

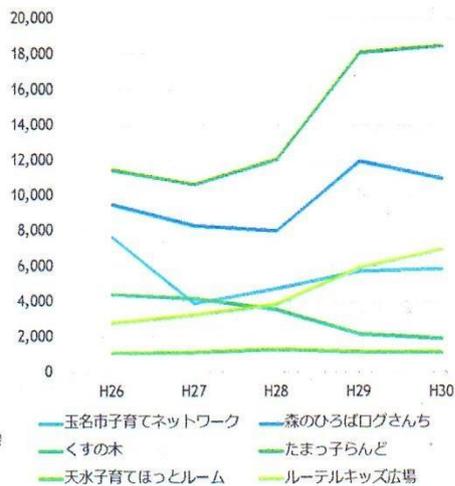
- ▶ 市内の子育て支援施設を紹介するための小冊子『こそだてのわ』を毎年5月に発行している。
- ▶ 玉名市の子育て支援情報を横断的に掲載する『子育てハンドブック』を毎年6月頃に発行している。

子育て支援センターの利用状況

単位：人

名称	H26	H27	H28	H29	H30
子育てネットワーク	7,638	3,890	4,751	5,705	5,877
ログさんち	9,486	8,300	8,002	11,962	10,972
たまっ子	11,444	10,633	12,079	18,093	18,453
ルーテル	2,748	3,202	3,847	5,917	6,930
くすの木	4,400	4,154	3,561	2,170	1,913
天水	1,064	1,115	1,287	1,148	1,105
合計	35,716	31,294	33,527	44,995	45,250

利用者の推移



○病児・病後児保育について

- ・玉名市では平成9年から病児・病後児保育事業を市内の小児科に委託し、実施してきた。
- ・平成23年度以降、保育室の廃止に伴い隣接自治体に委託するなど対応しながら、平成23年10月に玉名市内の公立病院敷地内に新たな専用施設を設置した。
- ・実施主体は玉名市であるが、地方独立行政法人くまもと県北病院機構に実施を委託している。
- ・隣接4町（玉東町・和水町・南関町・長洲町）からの委託契約を受け、広域による事業を実施している。

病児・病後児保育事業の概要

【施設の概要】

建築場所	玉名市中1950（公立玉名中央病院敷地内）
構造	軽量鉄骨プレース造平屋建
延床面積	79.2㎡
施設機能	保育室、安静室（2カ所）、観察室、事務室、洗濯・調理室、トイレ、収納庫
定員	6名

病児病後児施設

・病児・病後児保育運営体制

職員配置 看護師1名、保育士2名

小児科医による往診を実施

利用時間 月曜～金曜 8:00～17:30

利用料金 午前 8:00～12:30 1,000円

午後 12:30～17:30 1,000円

1日 8:00～17:30 2,000円

別途、食事代300円、おやつ大100円（持込可、その場合は無料）

利用条件 次のすべてに該当する児童

- ・生後2か月から小学3年生までの児童
- ・病気、または病気の回復期にあり、集団生活が困難な児童
- ・保護者が勤務等により、自宅で保育・看護が困難である事
- ・前日までに利用の申し込みを行っている事
- ・事前に病院の診察を受けている事

ただし、緊急の場合で受け入れに余裕がある場合は利用可能な場合もある

病院との連携

- ・事前の電話申し込みと当日の利用申込書により病状を把握
- ・施設利用時の児童の病状によっては、再度病院受診を求める場合もある。
- ・施設利用中は、公立玉名中央病院の小児科医による往診がある。
- ・施設の職員が児童の状況を説明し、医師からの指示を受ける
- ・かかりつけ医を把握し、必要に応じて関係機関と連携を取る
- ・利用中の緊急事態に対しては、公立玉名中央病院の救急外来診療扱いとなる事を説明し、保護者の承諾を得ている。

○児童館について

- ・児童館は2か所。「伊倉児童館」と「若宮児童館」
- ・伊倉児童館は公立公営、若宮児童館は民立民営。

伊倉児童センターの概要

- ▶ 昭和55年（1980年）建設
- ▶ 伊倉地域の児童の健全育成を目的に設置
- ▶ 午前8時30分から午後5時まで、毎週月～土曜日に開所
5月5日のこどもの日は、臨時開所としている。
- ▶ 利用者はおおむね3歳から中学校修了までの児童で、
幼児は保護者同伴に限る
- ▶ 職員は、館長1名・指導員2名の3名体制
- ▶ 年間を通して季節に応じた行事を展開している
- ▶ お楽しみ会やクリスマス会では、地域住民等を招いて開催している

（参考：伊倉児童館の概要）

- ・今後の児童館のあり方

伊倉児童センターは老朽化が進み、改修が必要

近隣に在る伊倉隣保館の大規模改修に合わせて、施設を集約する

○改修スケジュール

平成30年度 実施設計書作成

令和元年度 大規模改修工事（令和元年6月21日着工）

令和2年4月 新施設供用開始

○財源

次世代育成支援対策施設交付金の活用（国3分の1）

公共施設等適正管理推進事業債の活用（充当率90%、交付税算入50%）

最後に：

○児童憲章に「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とある様に、子供達は心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活が保障されなければなりません。そして、子供達の笑顔が広がる事で、家庭や地域、住民の皆さんが活気づき、更に心が豊かになります。

○そのために玉名市では、『子供たちの笑顔を求めて』を基本理念に、企業や教育・保育サービス事業者、行政棟の各主体が連携・協働しながら関連施策を推進して行きます。

(質 疑)

問 公立公営の伊倉児童館、年間の管理運営費は。

答 669 万円。

問 不審者対策は。

答 防犯訓練、および不審者に関するメール等による情報の共有。

問 入館時など、不審者のチェックは。

答 児童は登録制、親も送迎者としてのチェック。特別な不審者チェックは行って
いない。

問 産婦人科は市内に何件か。

答 2 件。

問 委託先は。

答 社会福祉法人が多い。建物が狭く、建物外での活動も多い。

◎所感

人口 66,000 人と、我が大網白里市と人口の比較はそれほど大きいものではないが、残念ながら子育て支援の手厚さについては大きな差を感じてしまった。各地区を細やかに分け、その地区に見合う子育て支援センターを配置、さらに児童館を 2 つ（しかも古くからある）配して、施設の老朽化にも在来施設の改築と合わせて柔軟に対応する。特に、次世代育成支援対策交付金、公共施設等適正管理推進事業債など、わが市でも活用してはいるものの、この部分についての歴史、扱いのうまさを感じた。子育て支援を今後の課題とするわが市としては、人的な活用手法は勿論、こうしたお金の使い方についても柔軟に学ぶべきであると感じた。来春に運用開始が予定される「(仮称) 子育て支援センター」の運営、利活用について、ぜひ参考にさせて頂きたい。



子育て支援の視察風景

災害時の議会対応について

◎松野次長補佐様

玉名市議会災害対応基本計画 - 玉名市議会BCP（業務継続計画） -

(Tamana City Assembly Business Continuity Plan)の策定

1. 必要性和目的

平成 28 年 4 月 14 日及び 16 日に発生した熊本地方を震源とする一連の地震活動である「平成 28 年熊本地震」は、九州ではかつて経験した事がない揺れを観測し、九州地方に甚大な被害をもたらした。議会においても、危機意識の醸成と高揚を図り、災害を未然に防ぐ「防災」はもちろん、被害を少なくする「減災」、被害を避ける「被災」、被害に備える「備災」、これらの取組を不断に実行する事が求められる。そのため、議会においても確個たる危機管理体制を構築し、整備・強化を図っていく事が求められる。つまりは、平常時から災害の発生を想定し、然るべき姿勢で災害に向き合う事が重要になる。

また、現に被災した場合、議会がいかに的確な機能を維持し、復旧・復興につなげるか、その行動指針の策定の必要性が今、強く求められている。平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機に、執行機関側が策定する地域防災計画に加え、震災前には関心が薄かった業務継続計画（BCP）を策定する自治体や議会が増えつつある。そこには当該震災時において専決処分が乱発されるなど、二元代表制の一翼を担う議会の議決責任という基本機能が果たされなかったという経緯と教訓から、議会においても市が策定する地域防災計画や BCP 以外に、議会独自の BCP 策定の必要性に焦点が当てられている。

本市においても現に熊本地震の際、議会 BCP といった議会における行動指針が無かったがために困惑し、議員が取るべき行動と判断に非常に苦慮した。その事への反省と改善、そして教訓から、大規模災害発生に備えた議員の行動指針の必要性を痛感した。災害下においても的確な議会機能を維持する事は、市民に対する議会の責務でもある。

よって、非常時においても、議会が二元代表制の趣旨にのっとり、議事・議決機関、住民代表機関として、その基本的機能を維持し、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた「玉名市議会災害対応基本計画」を策定する事とした。尚、本計画の実行に当たっては、「玉名市地域防災計画」を十分に踏まえる物であり、執行機関の災害時の対応を阻害しない範囲において実行するものである。

2. 災害時の議会・議員の行動指針

(1) 議会としての役割

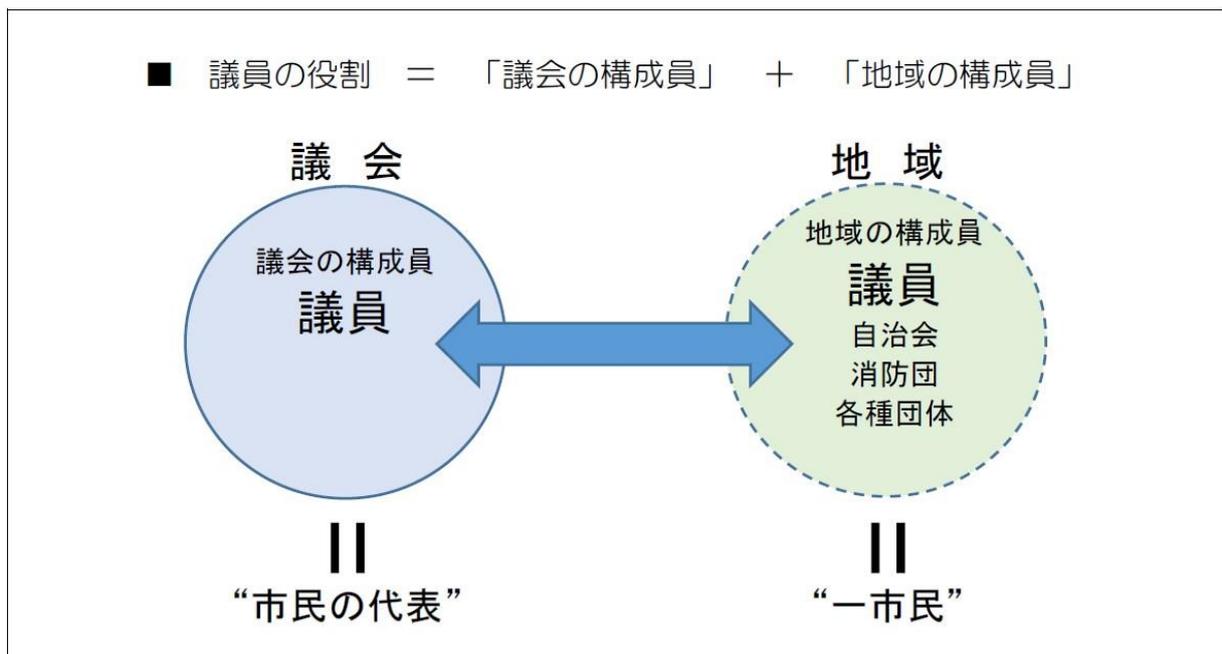
議会は、議事・議決機関として予算・条例・重要な契約などについて、市の団体意思を最終的に決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。そして、このことは、平常時、災害時（非常時）を問わないことが基本原則である。

すなわち、議会は、大規模災害が発生した災害時（非常時）においても機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持する必要がある。そのために、さまざまな災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。加えて、災害の復旧・復興時にあつては、住民代表機関として大きな責務と役割を担うものである。

（2） 議員としての役割

議員は、合議制の機関としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員として役割を担うことが基本となる。

一方で、議員は災害時（非常時）には、特にその初期を中心に議会の機能とは別に“一市民”として、被災した市民の救援や被害の復旧のために非常事態に即応した“地域の一員”としての活動を果たす役割が求められるのも事実である。議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割も同時に担うものである。



3. 災害に対する議会の組織体制

（1） 玉名市議会防災会議（平常時） の設置

議会は、平常時、災害時（非常時）を問わず、その有する機能を発揮しなければならない。平常時から災害発生を想定した体制を整備しておく必要がある。

そのため、災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に災害に対応できるよう平常時から災害発生時の議会の対応を確認し、本市の災害対策の課題について把握し、本市の防災のあり方について協議・検討する体制として、議員全員で組織する玉名市議会防災会議を設置する。

防災会議は、常設の機関として防災・減災・避災・備災の4つの実行目標に取り組む。また、防災会議には、本部組織として議長、副議長、各常任委員長及び議会運営委員長で構成する「運営会議」を置き、議会として意思決定を行なうに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担う物とする。

(2) 玉名市議会災害時対策会議（非常時）の設置

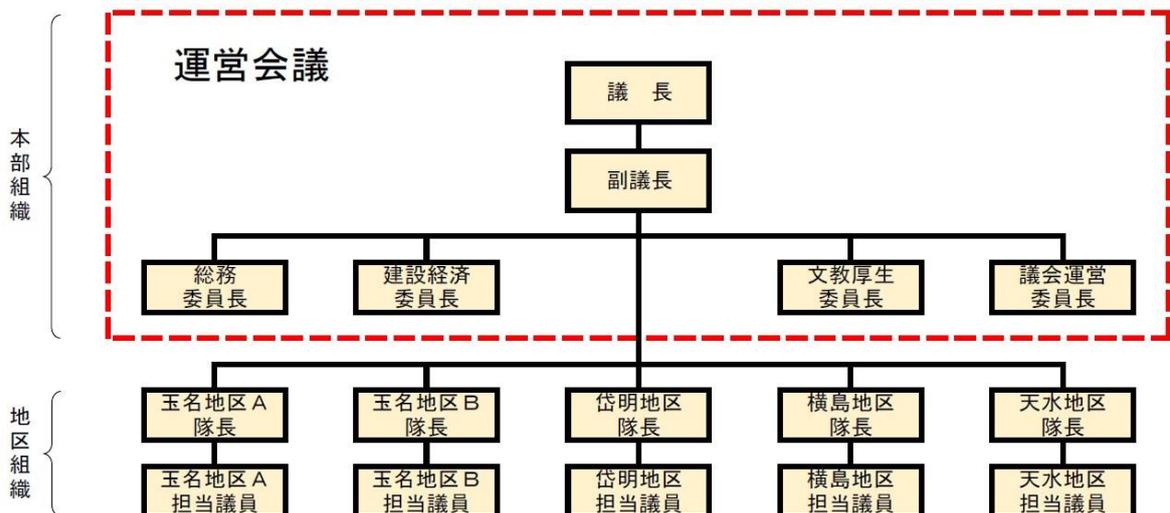
議会は、大規模な災害が発生、または発生する恐れがある場合においては、災害時（非常時）における組織として、玉名市議会災害時対策会議を設置する。防災会議は、執行機関における玉名市災害対策本部が設置されたときは対策会議へと体制を速やかに移行し、災害対策・災害対応に当たるものとする。

また、対策会議にも防災会議と同様に、本部組織として議長、副議長、各常任委員長及び議会運営委員長で構成する「運営会議」を置き、議会として意思決定を行なうに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとする。特に、災害初期においては、この「運営会議」が議会の最高意思決定機関として機能し、議長が全議員に「全体会議」の招集（参集指示）を行なうまでの間、議会における災害対応の主体となる。

執行機関・議会における各組織の設置の時期

	平常時	災害準備・警戒時		災害時（非常時）
		第一配備	第二配備	第三配備
執行機関		玉名市 災害警戒本部		玉名市 災害対策本部
議会	玉名市議会 防災会議 (常設の機関)	体制を移行		玉名市議会 災害時対策会議

会議組織図



4. 災害に対する議会の活動の公務性の担保

(1) 防災会議・対策会議の公務性の担保

議員の公務に位置づけられる活動は非常に限定的であり、議員としてのすべての活動について公務災害補償が適用されるものではない。

議員の公務上の災害は、議員が正規の議会活動に従事中に、その職務に起因した災害について、公務上の災害として取り扱うこととされており、通勤による災害は、議員が本会議や委員会等、公式の会議の招集通知に応じて住居と市役所との間を、合理的な経路及び方法により往復する行為の中で発生した災害について、通勤災害として取り扱う事とされる。

<法規に定められる議員の公務（＝正規の議会活動）>

- ・本会議
- ・委員会
- ・地方自治法第100条第12項に規定する会議規則の定めるところにより設けられる議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行なうための場（全員協議会）
- ・地方自治法第100条第13項の規定による議員の派遣
- ・会議規則第106条に規定する委員の派遣

防災会議・対策会議は、それぞれ議会内に設置される任意の会議体であり、公式の会議体ではないものの、高い公益性を有する。また会議への参集途上、特に災害時（非常時）においては二次災害の危険性を十分に考慮する必要がある。よって、防災会議・対策会議の「運営会議」・「全体会議」を招集する際は、公務災害補償の適用対象として公務性を担保するために、会議規則第167条第1項但し書の規定により、必ず議長が議員派遣を決定し、その決定に基づき参集指示を行なう。

<地方自治法>第100条

13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認める時は、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

<玉名市議会会議規則>

(議員の派遣)

第167条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとする時は、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定する事ができる。

2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(2) 地区組織活動の公務性の担保

災害時（非常時）において、地区隊長・地区担当議員は、対策会議「全体会議」の参集指示がない限り、それぞれの担当地区で“一市民”・“地域の一員”として

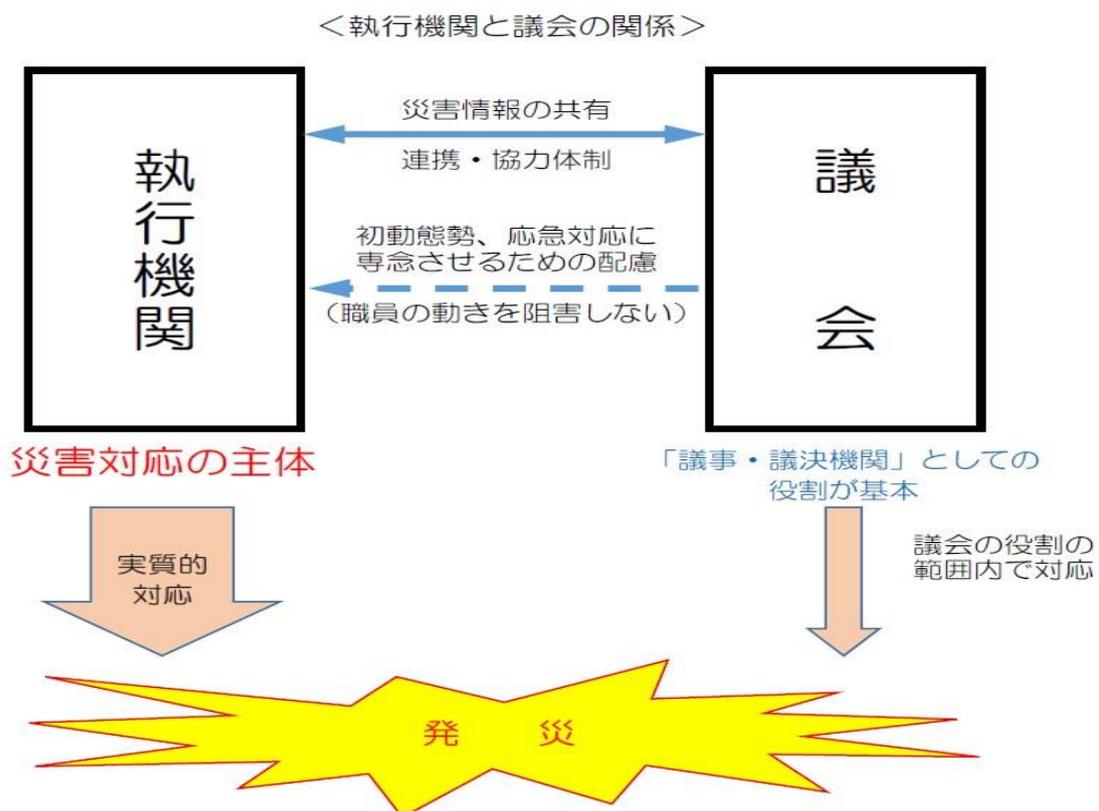
災害関係情報の収集、援助・救助活動、避難所運営などへの協力に当たることになる。当該活動は、現場対応が主であるほか、対策会議「全体会議」の参集指示があるまで数日間にわたる連続での活動となることが想定されるため、会議の参集途上以上に二次災害に見舞われる危険性は極めて高い。よって、災害時（非常時）における地区組織活動について公務災害補償の適用対象として公務性を担保するために、会議規則第167条第1項ただし書の規定により、地区隊長・地区担当議員を災害対応のため所管する担当地区に派遣する形で、議長が議員派遣を決定し、その決定に基づき地区活動に当たらせるものとする。

5. 災害時の執行機関の動きと議会の関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に対応するのは、危機管理・防災対策の担当課を初めとする執行機関であり、議会は主体的な役割を担うものではない。議会は、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲内で災害に対応することが基本となる。

この事を踏まえ、特に災害初期においては、執行機関は職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し混乱状態にある事が考えられる事から、議員の情報収集及び要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、執行機関が初動態勢や応急対応に専念できるような配慮が必要となる。

一方で、議会がみずからの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するためには、正確な情報を早期に収集・チェックすることが必要である。そのため、議会と執行機関は、各々の役割を踏まえ、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害対応に当たる必要がある。



6. 玉名市議会災害時対策会議が発動する災害の種類

対策会議が設置される災害は、次のとおり。

これは、災害時（非常時）において、議会が果たすべき役割や行動については、執行機関の災害対応と緊密で極めて高い関係性を示し、相互に補完する関係にあることから、執行機関における市地域防災計画に基づく市対策本部、国民保護計画に基づく国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部が設置される災害をおおむね準用するものである。

これらの災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、執行機関に市対策本部が設置された際には、防災会議（平常時）は対策会議（非常時）へと、その体制を速やかに移行する。

<対策会議が対象とする災害>

（災害種別） （災害内容）

地震 ・震度6弱以上の地震

風水害 ・台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的または広範囲な災害が発生した場合、またはその恐れがあるもの

その他 ・自然災害のほか、大規模火災などの事故、原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどで大きな被害が発生した場合、またはその恐れがあるもの

7. 災害時の業務継続体制及び活動の基準

（1）業務継続体制の構築

災害時（非常時）においても、議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートとなる。このスタートを迅速かつ的確に行なうことが、議会の機能維持にとって非常に重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。よって、まずは組織として安否確認を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。

また、この体制は議会と議会事務局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

ア 議会事務局の体制

執行機関において市対策本部が設置された際には、議会事務局は直ちに議長に報告し、対策会議を設置。あわせて、議長に登庁を要請。

議会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）は、通常業務に優先して速やかに業務継続体制構築のための業務に当たるものとする。

<業務継続体制構築のための業務>

- ・災害対応の業務
- ・対策会議「運営会議」の開催準備の業務

【非常時優先業務】

(※災害発生時のみ)

・来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援
・電気、水道などインフラの確認
・議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
・議会事務局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
・市対策本部との連絡態勢の確保
・災害関係情報の収集・整理、議員への発信
・議事堂内の被災状況の確認と会議場所の確保
・議場、委員会室、全員協議会室の放送設備の稼働の確認
・議員の安否確認・所在確認
・報道対応など

※発生した災害の種類に応じ、被災状況や設備の確認は適宜検討して当たること。

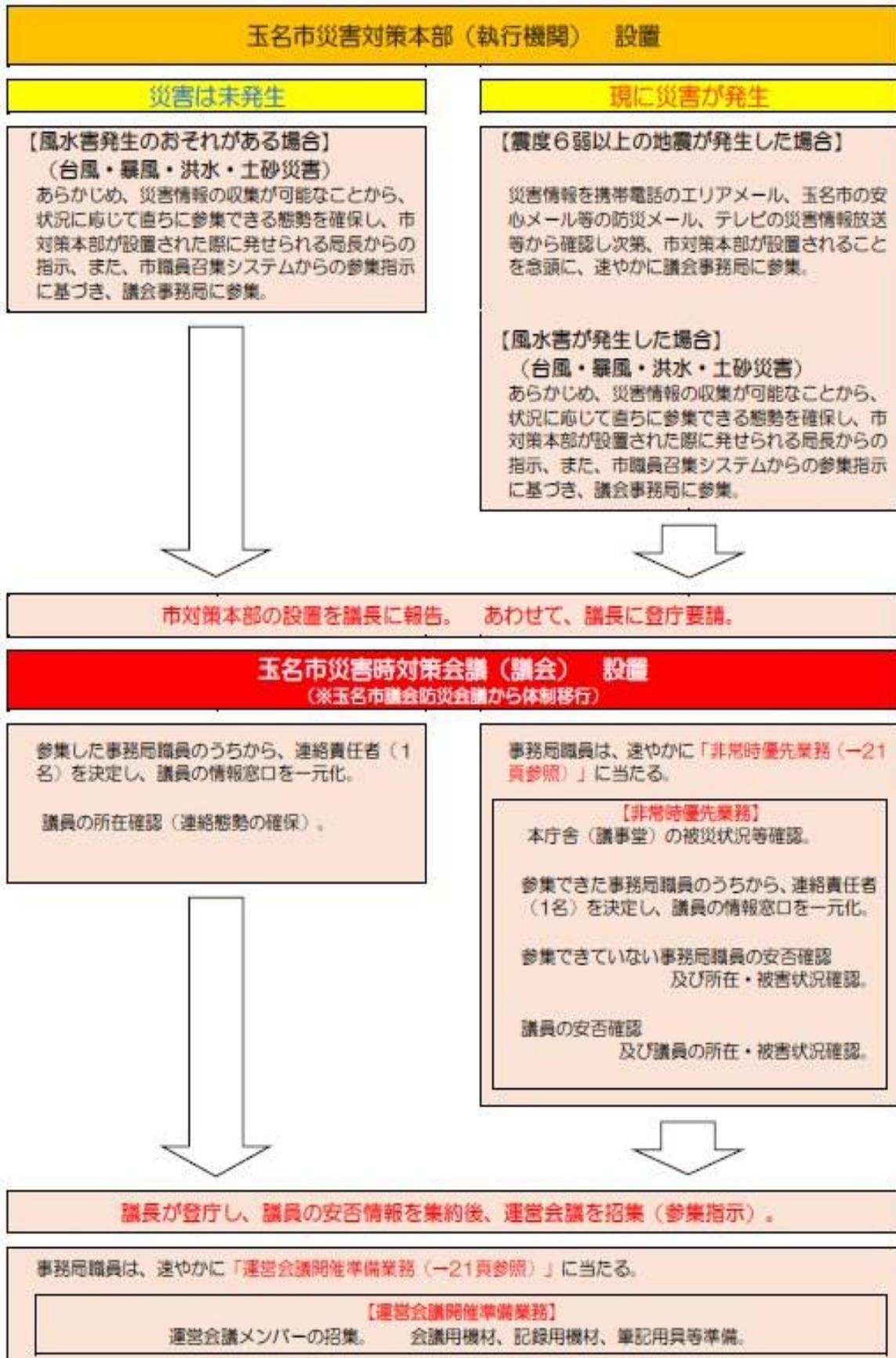
【運営会議開催準備業務】

(※災害発生時・災害未発生時 共通)

・運営会議メンバーの招集（参集指示）
・会議用機材（ノートPC、プロジェクター等）の準備
・記録用機材（音声レコーダー、デジタルカメラ等）の準備
・筆記用具、記録用紙（会議出席人数分）

なお、市対策本部が勤務時間外に設置された場合においては、災害発生の有無に応じ、別に定める要領で行動しなければならない。

＜勤務時間外における業務継続体制構築の流れ＞



議会事務局による安否確認メールの雛形（例）

(地震・風水害：全議員に送信)	メール雛形①
【件名】	議員の安否確認について
【本文】	<p>(理由)のため、 月 日 時 分、執行機関に「玉名市災害対策本部」が設置されました。</p> <p>これに伴い、議会BCPに基づき「玉名市議会災害時対策会議」を設置します。つきましては、次の内容について確認を行ないますので、速やかに返信してください。</p> <p>なお、返信時には、必ず件名または本文の最初に議員名を記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none">① 自身とその家族の安否状況（被災の有無）② 自身の所在地（自宅またはその他の場所）③ 自身の居宅の被害状況（被害の有無）④ 対策会議への参集可否と参集可能な時期⑤ 自身の連絡先（または家族などの連絡先）⑥ 地域の被害状況（特記すべき内容がある場合）

※もしくは（様式第1号）「玉名市議会議員・議員安否確認票（-27頁）」に記載の上、返信（返信メールに添付、またはファクス）すること。

議会事務局による「運営会議」招集メールの雛形（例）

(対策会議運営会議メンバーに送信)	メール雛形②
【件名】	玉名市議会災害時対策会議「運営会議」の招集について
【本文】	<p>これより玉名市議会災害時対策会議「運営会議」を招集しますので、運営会議メンバーは水防服を着用の上、速やかに議長室にご参集ください。</p> <p>なお、参集に当たっては、自身の安全確保を最優先し、携帯品にもご留意ください。</p>

（イ）議員への安否確認方法と確認事項

○災害未発生時

一般回線（固定電話）の利用が困難になる可能性は低いことから、事務局の[電話・ファクスを主](#)に連絡を行なう。なお、議長と副議長については、直接電話により安否を確認する。

○災害発生時

一般回線（固定電話・携帯電話）が利用の集中・輻輳により利用が困難になることを念頭に、[メールを主](#)に連絡を行なう。

a 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

議会事務局のパソコンなどから議員の携帯メール・タブレット端末に安否確認のメールを一斉送信。返信のない場合は、議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

b 議会事務局の情報通信端末が使用できない場合

事務局職員の携帯メールなどから議員の携帯メール・タブレット端末に安否確認のメールを一斉送信。返信がない場合は、事務局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

※なお、災害の状況（インターネット回線の遮断、停電の発生など）に応じ、連絡方法はメールのみならずSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用するなど、臨機応変に対応すること。

（質 疑）

問 災害対応基本計画の策定まで、どのくらいの期間を要したか。

答 平成 28 年に熊本地震が発災、その後の議会の対応としては、ほぼ何もできなかったというに等しい。その反省から、29 年 9 月 29 日に「玉名市議会基本条例」を策定、この 55～57 条に、「防災会議の設置」を決め、29 年 12 月より「議会改革検討協議会」を設置。

その後検討を重ねて策定まで来たので、3 年かかった、という事になる。

問 発災情報の共有など、どの様に考えるか。

答 「災害対応基本計画」P42 を参照。熊本地震の際は、『LINE（ライン）』などの SNS による通信が有効であった。

議員からの災害情報は、「玉名市議会議員・情報収集連絡票 (P46)」に記載する事を基本に、タブレット端末などを活用し、災害現場の写真などを議会事務局に報告(タブレット端末・メール・ファックス) する事になっている。

議員は 20 名、概ね 40 代までの者は、SNS を理解しているが、それ以上の議員は理解が追いついていなかった。現在は勉強会を開き、情報の共有に努めている。

問 市役所では情報の共有方法はいかがか。大網白里市では、市職員は災害の大きさに応じて メールで職員に情報を送り共有を図っている。

答 防災課を中心として、やはりメールでの参集喚起など、情報共有ツールはメールである。

そして参集の上で、顔を突き合わせて情報の共有を図る事としている。

議員に対してもそうだが、「情報共有手段」については、我々も今後の課題と認識している。

問 基本計画 P30 にある「地区担当議員」とは。

答 玉名市は、岱明町、横島町、天水町を合併してできている。旧玉名市を2地区、旧3町を3地区とし、計5地区の議員を各地区の担当議員としている。

問 議会としての防災訓練は。

答 計画を作ったならば、その訓練は必須である。災害基本計画の策定を踏まえ、市の防災訓練に同時参加し、市対策本部(執行機関)と対策会議(議会)の連絡・連携体制や、議会・議会事務局の行動の流れを確認する事は重要と考える。

◎所感

平成28年の熊本地震を契機に、玉名市では3年かけて『「玉名市議会災害対応基本計画」-玉名市議会BCP(業務継続計画)-』を策定した。3年で66ページにも及ぶ基本計画を作成された事に驚くと同時に、今回の視察でも何度か伺った「あの時何もできなかった」という後悔、いつどんな災害が来るのか解らないという危機感が、玉名市議会を動かしたもののなのだと思う。

我々大網白里市議会でも、現在、「災害時の議会对策検討会議」を設置し、ここまで4回の会議を重ね、「大網白里市議会災害対応指針」および「大網白里市議会災害時対応手帳」の作成に取り組んでいる。玉名市との共通の考え方として、

○「災害時の議会業務継続計画(議会BCP)」(議会としての役割)

(災害時においても機能停止することなく、定足数に足る有効な議決が出来る会議を開催する中での機能維持の必要性)

○「議員として、『地域の一員』としての役割

(「一市民」として、被災した市民の救援や被害の復旧のために非常事態に即応した『地域の一員』としての活動を果たす役割の必要性)

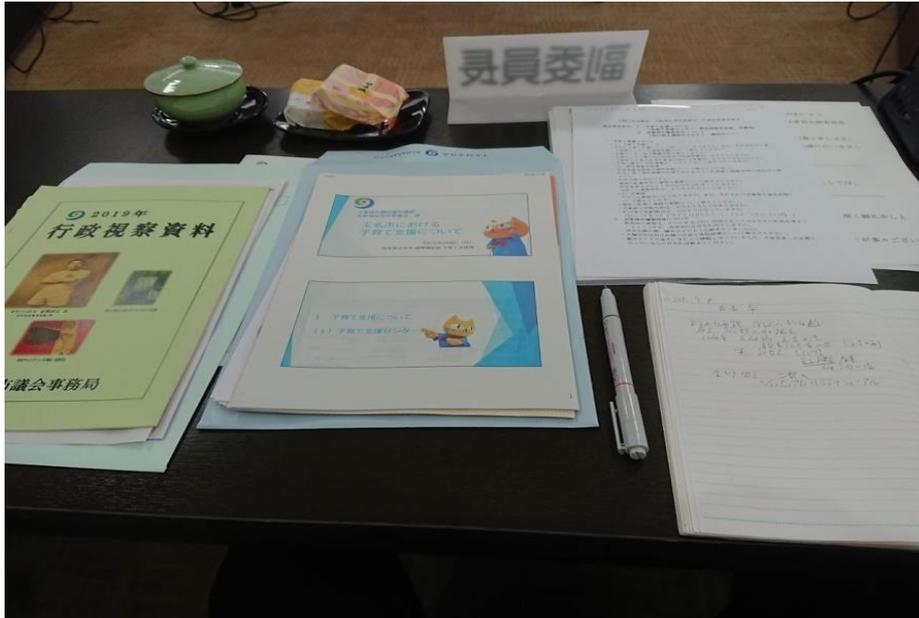
この2点に重点を置く部分で、共通の考え方だと思われる。

その上で私たちが注目したいのは、玉名市では

「熊本地震と言う重大な困難を経験し、非常事態下における議会人の行動がどうあるべきかについて大いなる教訓を学んだ。であるからこそ、議会のイニシアチブ(主導権)で、議会独自の災害対策を整備する事には、非常に大きな意義がある。大規模災害時においても、議会が二代表制の趣旨にのっとり、議事・議決機関、住民代表機関として、その基本的機能を維持し、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能充実を図るため、必要となる組織体制や行動基準を定めた「玉名市議会災害対応基本計画」を策定する」とし、一歩進んで「市民に対する議会の責任を明確にする」事を明示している事に、尊敬の念を持つ。

災害は、いつ何時やってくるか判らない。2011年3月11日に起きた「東日本大震災」の記憶も、一部で言われている様に、実感を伴う記憶としては少しずつ風化していると言わざるを得ない。あの時の事を教訓とし、私たちも、災害時の議会对応、議会BCPについては、市民への責任として取り組んでいかなければならないと強く感じた視察であった。

(報告者：森 建二)



玉名市の視察風景 1



玉名市の視察風景 2

鹿児島県霧島市霧島市役所・霧島市議会 日時 令和元年7月9日午後2時～

人口	125、128人
面積	603.18km ²
一般会計予算	577億円
特別・企業会計予算	954億円 合計1,531億円
市議会議員定数	26人(現員数25人)

○霧島市役所(本館、別館、議会棟)



正面から左側が市役所別館



正面本館と右奥の4階建てが議会棟

○議会棟



議会棟入口に看板



1階は一般行政事務スペース



本会議場の視察風景

視察次第

- 1 歓迎あいさつ 霧島市議会 下深迫孝二議長
- 2 視察あいさつ 大網白里市議会文教福祉常任委員会 秋葉好美委員長
- 3 調査事項等説明
 - 霧島市子育て支援課 砂田良一課長 (DVD を観ながら説明)
 - ・人口、面積・・・上記の通り
 - ・地形、国立公園・・・「国立公園霧島」は昭和9年、雲仙、瀬戸内海とともに、日本で初めて国立公園に指定。その後、昭和39年に屋久島、桜島、指宿、佐多が加わり、霧島屋久国立公園となった。

- ・求人要件：霧島市内の保育所等（保育所、認定こども園、児童クラブ）、ただし、認定外保育所を除く。

・霧島市保育人材バンク実績

年度	登録者数	求人件数	就職件数
平成23・24年度	16	8	7
平成25年度	9	20	5
平成65年度	15	10	6
平成27年度	3	4	1
平成28年度	6	4	0
平成29年度	7	8	2
平成30年度	6	20	1
合計	62	74	22

平成31年3月31日現在

4 質疑応答

問 「子育てガイドブック『ぐんぐんの木』」は発行から6年でどのように変わってきたか？

答 毎年アンケートを取って、皆さんの要望を入れながら内容もブックも厚くなってきた。

公園や保育所などの施設の地図を掲載するなどしてきた。

最後のページの「雨の日でも子どもが楽しく遊べるスポット」なども、要望により取り入れた。市のホームページにも掲載されるようになった。スマホなどから直接「ぐんぐんの木」を閲覧できるようになっている。

問 「子育てガイドブック『ぐんぐんの木』」の作成にあたって事業者の選定はどのように行ったか？

答 公募の結果、平成29年度から(株)サイネックスさんを選定（3年ごとに公募）

問 待機児童について、国基準ではゼロだが潜在待機者数が183人とギャップが大きいは何故か？

答 市街地の保育所は人気があるが、山間などは地理的条件などから希望が少ないという実態。

問 それは、近隣市などで賃金など処遇の良い自治体に流れて行ってしまうということもあるか？

答 それは有ります。施設は有るが保育士の確保ができないという実情もあります。

問 産科は何か所有るか？

答 2か所です。

問 定住・移住との関係はどうか？

答 霧島市には、京セラ(株)鹿児島国分工場、隼人工場、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)鹿児島 TEC、(株)トヨタ車体研究所などがあり、それらの受け入れに子育て事業が貢献していると思います。

5 お礼のあいさつ 大網白里市議会文教福祉常任委員会 森建二副委員長

(報告者：蛭田公二郎)



霧島市での視察風景 1



霧島市での視察風景 2

文教福祉視察報告書（3日目） 7月10日（水）

視察場所：鹿児島市「すこやか子育て交流館」（りぼんかん）

1. すこやか子育て交流館（りぼんかん）について

（1）施設の概要及び運営形態について、

①設置の目的：子育て中の親の不安感や負担を軽減するとともに、子育て家庭や団体等の活動をさまざまな角度からサポートする総合的な子育て支援の拠点施設です。この施設では、「ひろがる笑顔、支え合う子育て」をコンセプトに、親子が気軽に集い、総合に交流する場を提供するとともに、育児相談や子どもの一時預かり、子育てに関連する情報の発信や関係団体との連携・情報の共有化を行い、地域の子育て支援機能のさらなる充実を図ります。

②主な機能：○つどい・ふれあい・交流する

○遊び・学び・体験する

○子育て相談・援助

○子育てネットワークづくり

③利用状況：供用開始・平成22年10月9日（9年目）

来館者、1日平均（350人～400人）相談件数、1日平均（4～9件）

一時預かり人数、1日平均（5人～8人）

（2）事業を始めるにあたって施設改修費はどのくらいですか

①改修工事 21年度 139,200,000円

22年度 251,108,150円

28年度 10,943,640円

29年度 876,420円

30年度 7,230,000円

合計 409,358,210円

②年間の管理運営費及び事業費はどのくらいか

管理運営費（委託報酬、水道光熱費、維持管理費等）年度予算 9600万円

事業費（講座等の運営費） 197万円

③当館で実施している事業の内容と職員体制について

*所管 健康福祉局こども未来部こども政策課交流係

*職員体制 市職員 4名 委託職員 企画運営指導員 5名 子育て支援員 14名
臨時職員

ア、講座、イベント、交流事業

イ、相談事業

ウ、一時預かり事業（子育て支援員・保育士）

①当館の利用対象者何歳までですか

（対象） 生後2ヶ月～小学校就学前の子ども

②どのような相談が多いですか

健康・発育に関することが837件、情緒・社会性に関することが465件、言葉・発育に関することが364件などとなっている。

③年齢別に人気がある行事及び特別な行事を教えてください。季節の行事では、夏祭り、ハロウィン、クリスマスが多く、講座については、同じ月齢のお子さんごとに集まるピアサロンが人気である。

④一時預かりを利用する理由は、どのようなものが多いですか。

交流館の講座の利用が698件で最も多く、次いで仕事が673人、通院が357件、リフレッシュが308件などとなっている。

また、預かり児童は、1歳児が最も多く、986人(32.9%)次いで0歳児が750人(25.0%)、3歳児以上が696人(23.2%)となっている。0～2歳までで76.8%と乳幼児の利用が多くなっている。

◆今後の課題

保険センターが設置されている市内5つのブロック全てに親子の集いの広場が整備され、施設整備計画は完了した。今後は各つどいの広場に順次「利用者支援事業」を導入し、相談機能を強化していく計画である。

◆下記の写真は、企業と鹿児島市がコラボしたガイドブックです。

企業とコラボしているため全約80ページからなり、あらゆる内容が掲載されています。



視察を終えての所感

本市も、今年1月に2事業と4月に3事業オープンした、増穂の子育て支援センターも大盛況のようです。また来年オープン予定の、みどりが丘子育て交流センターも(鹿児島市のすこやか子育て交流館)に劣らない素晴らしいものになりそうです。しかし、良いものは取り入れていけたらと願います。

(報告者：秋葉好美)



りぼんかんの視察風景 1



りぼんかんの視察風景 2



りぼんかんの視察風景 3

別紙

6 経費

【文教福祉常任委員会行政視察研修経費】

① 宿泊日当 (13,100 円×1 日+600 円×2 日) ×5 人	71,500 円
② 交通費 (航空運賃 33,800 円・高速バス 3,500 円) ×5 人	186,500 円
③ 借上ハイヤー (3 日)	138,500 円
④ 諸経費 (旅行業務取扱・乗務員費用・有料道路)	17,830 円

合計 414,330 円